

県南広域振興局長告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月21日

県南広域振興局長 小 島 純

理事

小 原 岩 雄 花巻市矢沢第10地割78番地